2014年
Winter
VOL.6

RISK SOLUTIONS REPORT

欧州諸国のPL（製造物責任）法制度と製品安全性規制の動向
－主要国の制度概要と特徴について－

第1章　欧州諸国のPL（製造物責任）法制度
第2章　欧州連合（EU）の製品安全性規制

銀泉株式会社
GINSEN RISK SOLUTIONS 銀泉リスクソリューションズ株式会社

欧州諸国のPL(製造物責任)法制度と製品安全性規制の動向

－主要国の制度概要と特徴について－

目　次

はじめに 1

第１章　欧州諸国のＰＬ（製造物責任）法制度 2
１．欧州連合（ＥＵ）のＰＬ法制度の概要 2
（1）ＰＬ指令以前の厳格責任導入の動き 2
（2）ＰＬ指令制定の経緯 3
（3）ＰＬ指令の内容 4
（4）加盟各国でのＰＬ法制定状況 8
（5）ＥＵ司法裁判所の役割 10
（6）ＰＬ法制度の運用状況 11
２．主要５ヵ国のＰＬ法の概要 12
（1）根拠法 12
（2）対象製品 13
（3）責任主体 14
（4）立証責任 14
（5）連帯責任 14
（6）欠陥の定義 14
（7）免責の抗弁 15
（8）過失相殺 15
（9）損害の定義 15
（10）出訴期限 16
（11）時効 16
３．主要国でのＰＬ判例 16
（1）英国 16
（2）ドイツ 17
（3）フランス 18
（4）イタリア 18
（5）スペイン 18

第２章　欧州連合（ＥＵ）の製品安全性規制 20
１．一般製品安全指令（ＧＰＳＤ）の制定 20
２．事故報告・情報開示制度 21
（1）対象製品 21

（2）安全な製品の定義 21
（3）報告義務者 21
（4）報告項目 22
（5）報告期限 22
（6）緊急警告システム （RAPEX）による情報開示 22
3．リコール制度 23
（1）市場からの回収（Withdrawal）と消費者からのリコール（Recall） 23
（2）リコールの実施主体 23
（3）自主的リコールと行政による強制リコール 24
（4）リコール等の是正措置の実施手順 24
4．最近のリコール等の是正措置実施状況 26
（1）報告件数の推移 26
（2）報告元の国別分布 27
（3）製品種類別分布 28
（4）生産国別分布 28
（5）リスク種類別分布 29
（6）日本製品のリコール事例 30

おわりに 33

＜付表＞　欧州主要５ヵ国のＰＬ法の概要 34

■参考文献 37

はじめに

これまで、Risk Solutions Report では米国ならびにアジア諸国の PL（製造物責任）法制度について取り上げてきた（『米国における賠償責任の動向』2012 年 Vol.1、『アジア諸国の PL 法制整備の動向』2012 年 Vol.2）。今回はその完結編として、欧州諸国の状況について概観する。

米国や日本、そしてアジア諸国との比較において、欧州の最大の特徴の一つは、欧州連合（European Union、以下 EU という。）という共同体の存在である。すなわち域内 28 ヵ国の大半が通貨統合という高度なレベルまで踏み込んだ一つの共同体（疑似国家）を形成する一方で、各国の司法、軍事等の独立した主権は引き続き完全に維持されているという、他に例を見ない、共同体と加盟各国の密接な二層構造を実現している。

このため法制度についても、各国に国内法制面での対応を義務付ける「指令」（Directive）と、各国において実際に適用される国内法の二段構えとなっている。そこで本稿でも、EU 指令の内容と、それに対応する各国の国内法の両方を踏まえ、欧州における PL 法制度や製品安全性規制の要点を解説する。

第1章　欧州諸国のPL（製造物責任）法制度

１．欧州連合（ＥＵ）のＰＬ法制度の概要

（1）ＰＬ指令以前の厳格責任導入の動き

欧州諸国では従来、製造物の欠陥による事故については、製造業者に過失（Negligence）があった場合に、民法の不法行為（Tort）により損害賠償責任が発生するという「過失責任」の原則が取られてきた。この場合、裁判においては原告（消費者）が被告の過失により損害が発生したことを立証しなければならない。

また契約関係に基づく取引（法人間の納入契約など）における製品事故の場合は、契約上の「債務不履行」による賠償責任として取り扱われてきた。しかし、製造業者により大量に製造された消費財の欠陥で一般消費者が被害にあったような場合、消費者がこの法理で直接の契約関係がない製造業者を訴えることは困難であり、不特定多数の一般消費者の救済にはなじまないという問題があった。

一方、第二次世界大戦後の大量消費社会をリードしていた米国では、大量生産された消費財の欠陥により消費者が被害を被った場合の効果的な救済策として、1960 年代から「厳格責任」（Strict liability, 無過失責任 No fault liability と同意）の考え方が実際の裁判に導入されるようになった。

厳格責任とは、①消費者（原告）に損害が発生したこと（損害の発生）、②製品に欠陥があったこと（欠陥の存在）、③損害が製品の欠陥によって生じたこと（因果関係の存在）の 3 点さえ消費者が立証できれば、製造業者や販売業者（被告）の賠償責任が成立するというものである。そのポイントは、製造業者や販売業者の過失を立証する必要がないという点で、消費者側の負担を軽くしている点である。

厳格責任成立の要件

①損害の発生　＋　②欠陥の存在　＋　③損害・欠陥の因果関係　の立証

（被告の過失の有無は問わない）

歴史を振り返ると、20 世紀初頭までは当事者間に直接の契約関係（売買契約）が必要であったが、商品経済の浸透に伴い、1916 年のニューヨーク州最高裁における画期的判決（MacPherson 対 Buick Motor Co. 事件）を契機に、①製品の欠陥、②加害者の過失（欠陥の見落とし）、③その損害と欠陥の因果関係、の 3 点を原告が証明できれば原告適格が認められるという原則が確立された。その後、大量消費社会の爆発的進展と、科学技術の飛躍的進歩による製品の高度化、複雑化により、様々な製品が複雑な製造、販売経路を経て消費者に届くようになり、例えばハイテク製品の欠陥事故において、製造者が設計・製造段階でその欠陥の存在を技術的に知りえたということ（過失の存在）を、原告の消費者が立証するのは極めて難しくなった。そこに、1960 年代以

降の消費者運動の高まりもあり、1963 年にカリフォルニア州最高裁におけるグリーンマン事件という家庭用電動工具の PL 訴訟において、初めて上記の厳格責任を適用した画期的判例が出された。すなわち原告側の責務から、②加害者の過失の証明、が省かれたわけである。その後 1965 年の第二次不法行為リステイトメントの発表等を通して、厳格責任に基づく判例が確立されていった。

こうした米国の動きは、欧州にも大きな影響を与え、欧州でも厳格責任導入の機運が高まっていった。

（2） ＰＬ指令制定の経緯

欧州における厳格責任の確立には、1960 年代のサリドマイド事件（注 1）と 1974 年のトルコ航空機墜落事件（注 2）という二つの大きな事件が契機となったと言われている。こうした、製品の欠陥により広範な範囲の消費者に被害が及ぶケースでは厳格責任の導入が必要との意見が強まり、「製造者側の厳格責任のみが、最新技術による生産に内在する危険の公平な配分という、専門的技術が発展した現代に特有の問題を適切に解決できる」（PL 指令前文より）という理念に基づく欧州 PL 指令の制定へとつながっていった。

（注 1）1957 年に旧西独のグリュネンタール社が開発・発売した催眠鎮静薬（商品名:コンテルガン）による薬害事故。1961 年ごろからドイツ、英国を中心に妊娠初期に同薬を服用した妊婦の新生児に四肢奇形等の被害が多発し、被害者数はドイツで約 3,000 名、英国で約 500 名、日本でも約 300 名にのぼり、大きな社会問題となった。

（注 2）トルコ航空のマグダネル・ダグラス社製 DC-10 型機が、1974 年 3 月 3 日、パリのオルリー空港を離陸直後に墜落し、乗員・乗客 346 名全員（うち日本人乗客 48 名）が死亡した事故。原因は機体後方下部の貨物室ドアのロック機構（密閉機構）の不具合により、高度 3,000 メートルに上昇した時点でドアが吹き飛び貨物室内に激しい減圧が発生。その結果、客室の床が大きく陥没破損し、乗客が椅子ごと機外に放出されるとともに、床下の油圧パイプや電気ケーブルが遮断されたことにより機体が完全に制御不能となり、ドア破損からわずか 1 分後に地上に激突。その後の調査で、ダグラス社は事故以前からドアの欠陥を認識し改修指示を出していたが実施が徹底されていなかったこと、また類似のトラブルによる緊急着陸事例が本事故の 2 年前に米国で発生していたにも関わらず、積極的に情報を公開せず真摯な対応策を取っていなかったことなどが判明し、同社は大きな批判を浴びた。

欧州の状況で米国と一つ大きく異なっていた点は、欧州共同体（EC: European Community、現在の EU）の存在である。1967 年にドイツ、フランス、イタリア等を核として欧州共同体が成立し、当初は EC と距離を置いていた英国も 1973 年に加盟したことにより、西欧のほとんどの主要国がまとまって人・モノ・サービス・資本の移動が自由な単一市場の完成を目指すこととなった。

各国間で製造物責任の内容に差があると、製品コストの差となって競争条件が不公平になり、域内市場統合の阻害要因となる。そこで、EC レベルで PL 法制を標準化し、その内容を各国の国内法として実行することを義務づけることにより、域内での統一的な消費者保護と、国境を越えた自由で公平な経済取引を同時に実現することを目指すこととなった。

欧州委員会（European Council）において 1968 年ごろから草案の検討が開始され、その後、

加盟国間の意見の調整等に時間を要したが、最終的には主な対立点であった「未加工の農産物や狩猟物を欠陥製品の対象とするか」、「開発危険の抗弁を認めるか」、「賠償額の上限を設けるか」については、各国の裁量に委ねるオプション条項とすることで合意に至り、1985 年 7 月 25 日に PL 指令が成立した。（正式名称: 欠陥製造物に対する賠償責任に関する加盟国の法律、規制および行政規定の等質化についての EC 閣僚理事会指令; Council Directive 85/374/EEC on the approximation of the laws, regulations and administrative provisions of the Member States concerning liability for defective products）

指令（Directive）とは、「規則」（Regulation）や「決定」（Decision）のように加盟国内で直接適用される効果はないものの、その目的を達成すべく各国がその内容に準拠した国内法を制定することを義務づけるものである。そうした国内法が施行されて初めて、指令の内容が当該国において実効性を持つことになる。同指令の第 19 条は、加盟各国は指令公布から 3 年後の 1988 年 7 月 30 日までに指令の内容に合致した国内 PL 法を制定するよう要請している。

（3） ＰＬ指令の内容

<第 1 条　製造業者の責任>

製造業者（The producer）は自己の製品の欠陥により発生した損害に対し賠償責任を負う。

<第 2 条　対象製品の定義>

本指令における「製品」（product）とは、工業的に生産された動産（他の動産または不動産に組み込まれた場合を含む）であり、電気（electricity）を含む。

なお指令の前文にて、未加工の農産物とゲームを除く、と定義し、第 15 条-1（a）項（加盟国のオプション条項）で国内法により未加工の農産物とゲームを対象に含めることも認めていた。しかし、その後英国で発生した狂牛病の影響で、1999 年に第 15 条-1（a）項が廃止され、農産物、畜産品、海産物はすべての国で対象となった。

<第 3 条　責任主体>

1. 製造業者･･･完成品、原材料、部品の生産者、および自己の商号や商標を製品に付して自らを製造業者として表示した者（表示製造者）
2. 共同体域内への輸入業者
3. 販売業者･･･事故発生時に製造業者（あるいは輸入業者）が特定できない場合で、販売業者に対し製造業者が誰かを開示するよう要求がなされ、それに対し販売業者が一定期間内に製造業者が誰かを開示できなければ、販売業者が製造業者とみなされ責任を負う。

<第 4 条　立証責任>

被害者が、①損害の発生、②欠陥の存在、③損害と欠陥の因果関係、を立証する責任を負う。

<第 5 条　連帯責任>

一つの事故に対し責任を負う複数の当事者は、連帯してかつ個別に（jointly and severally）責任を負う。例えば製造業者 A と B が合計 10 万ユーロの賠償責任を負う場合、A と B は責任割合に応じて 10 万ユーロを分担する。しかし例えば B の破産、死亡、逃亡等により被害者への支払いが不可能な場合、A が全額を負担する。

連帯責任者間の求償権に関しては、本指令では規定せず加盟国の国内法に委ねている。

<第 6 条　欠陥の定義>

1. 下記の諸点を考慮した上で、消費者が当然に期待する安全性を有していない場合、当該製品には欠陥があるとみなされる（安全性期待基準）。
   （a）その製品の特徴（性能、効能等）
   （b）通常、合理的に想定される使用方法
   （c）製品が流通過程に置かれた時期

2. より優れた（改良された）製品が後に販売されたという理由のみで、先行製品が欠陥品とみなされることはない。

<第 7 条　免責の抗弁>

製造業者が下記を立証できた場合には、製造物責任を問われない。

（a）当該製品を流通過程に置かなかったこと
（b）製品を流通過程に置いた時点では事故の原因となった欠陥が存在していなかった、あるいはその欠陥はその時点より後に発生したこと
（c）製品は販売目的あるいは他のいかなる経済的目的により製造されたものでないこと
（d）欠陥は公的規制当局による強制指示に従った結果発生したこと
（e）製品が流通過程に置かれた当時の科学的・技術的水準では、欠陥の発見は不可能だったこと（開発危険の抗弁）
（f）完成品に組み込まれる部品の場合、完成品側の設計に欠陥があったこと、あるいは完成品メーカーの指示に従った結果、欠陥が発生したこと（部品製造業者の抗弁）

<第 8 条　過失相殺>

事故に関与した第三者の行為または過失によって、製造業者の責任が減免されてはならない。ただし当事者間の求償権については加盟国の国内法に委ねる。

事故の被害者側にも過失がある場合は、製造業者との間で過失相殺されることがある。

<第 9 条　損害の定義>

本指令の対象となる損害の定義は次のものである。

（a）死亡または人身傷害による損害
（b）以下に該当する 500 ユーロ（約 65,000 円）以上の財物への損害（欠陥品そのものを除く）
　（i）通常、個人的な（業務用ではない）使用または消費が想定されているもの

（ii）被害者により主として個人的な目的で使用または消費されていたもの

本指令は直接損害（填補的損害）のみを念頭に上記を簡潔に定めており、間接損害（慰謝料等）については加盟国の国内法に委ねている。その結果、各国での実際の裁判では間接損害への賠償金も併せて認められることが一般的である。

<第 10 条　出訴期限>

被害者が提訴できる期限は、被害者が損害の発生、欠陥の存在、「製造業者の身元」を認識した、あるいは認識できたはずだと「合理的に推定される日」から 3 年以内とするよう要請している。また、この出訴期限の停止または中断についての規定は、各国法に委ねている。

この条項にある「製造業者の身元」（the identity of the producer）や「合理的に推定される日」（the plaintiff ･･･ should reasonably have become aware of）という表現は様々な解釈の余地があるため、実際の裁判で争点になった場合に紛糾する可能性がある、という見解もある。

<第 11 条　時効>

被害者が製造業者等を訴えられる期間は、事故の原因となった「製品が流通過程に置かれた日」から 10 年後に消滅することを、加盟国が国内法で規定するよう本指令は求めている（消滅時効）。

この条項における「製品が流通過程に置かれた日」（the date on which the producer put into circulation the actual product）が正確にどの時点を指すかについては、原告、被告双方から様々な解釈が主張される可能性があり、実際の裁判において争点となることもある。

<第 12 条　賠償責任の減免>

本指令で定める製造業者の人身傷害についての賠償責任が、他の規定により減免されることはあってはならない。

<第 13 条　他の法理による賠償責任>

本指令公布時に有効であった、人身傷害に関する契約上の賠償責任やその他の特別の賠償責任は、本指令によって影響を受けない。

<第 14 条　放射能事故の除外>

本指令は放射能による事故には適用されない。

<第 15 条　加盟国のオプション条項>

1. （a）加盟国はそれぞれの国内法により、未加工の農産物とゲームを対象に含めることができる。（本項は 1999 年の改定で削除され、加盟国のオプションではなくなった。）
   （b）加盟国はそれぞれの国内法により、第 7 条に定める「開発危険の抗弁」を採用しないこともできる。

開発危険の抗弁が認められていないのはルクセンブルグとフィンランドだけで、残りの加盟国はすべて開発危険の抗弁を採用している。実際の裁判においては、開発危険の抗弁を被告の製造業者が立証するのは非常に難しく、開発危険の抗弁が認められて免責となった事例は極めて少ないと言われている。

2.「開発危険の抗弁」を国内法において採用しない加盟国は欧州委員会に事前に文書で通知し、委員会はそれを他の加盟国に通知する。開発危険の抗弁を採用しない加盟国は国内法の施行を欧州委員会への通知から 9 ヵ月間留保する。ただし通知受領から 3 ヵ月以内に欧州委員会が当該加盟国に対し、指令の関連部分を変更する意図があることを通知しなかった場合は、当該加盟国は直ちにその国内法を施行できる。前記 9 ヵ月以内に、委員会が指令の改正を提案する場合には、当該加盟国は委員会による提案日から 18 ヵ月間、国内法の施行を留保する。

3.「開発危険の抗弁」が消費者保護と欧州市場の統一に如何なる影響を及ぼしたかについて、本指令公布の 10 年後に欧州委員会は閣僚理事会に報告する。

本規定に基づき、その後の本指令の見直し（第 1 次～第 4 次）レポートにおいて「開発危険の抗弁」の妥当性が議論されているが、今のところ指令の改定はなされず現在に至っている。

<第 16 条　賠償金額の制限>

1. 加盟国はその国内法で、同一の欠陥を原因とする人身傷害に対する賠償金額について 7,000 万ユーロを下回らない上限を設けることができる（オプション条項）。

各国内法において、ドイツ、スペイン、ポルトガル、スロバキアが上限金額を規定しているが、他の国は上限を設けていない。

2. 本指令公布の 10 年後に本条項の影響につき見直しをする。（その後、本条項は改定されていない）

<第 17 条　発効日>

本指令の内容は、第 19 条の定めに従い各国が国内法を施行する日以前に流通過程に置かれた製品には適用されない。

<第 18 条　金額の換算・改定>

1. 本指令における ECU（欧州通貨単位: ユーロの前身）は、加盟国の国内法においてはその発効日の為替レートで国内通貨に換算される。
2. 欧州委員会の提案に基づき閣僚理事会は、域内の経済・金融情勢を踏まえて、本指令に定める金額を 5 年毎に検証し、必要に応じ改定する。

<第 19 条　国内法としての立法義務>
加盟国は本指令公布後 3 年以内に、本指令に準拠した国内法を制定しなければならない。

<第 20 条　国内法の内容の通知>
加盟国は本指令に基づき制定した国内法の内容を、欧州委員会に文書で通知しなければならない。

<第 21 条　5 年毎の見直し>
今後 5 年毎に、欧州委員会は本指令の妥当性につき検証を行い、必要に応じ閣僚理事会に対し改定の提案を行う。

実際には第一回目の 1990 年には検証は行われず、その後 1995 年、2000 年、2005 年、2010 年に検証が実施された。その形式は、その直前 5 年間の社会・経済情勢や実際の PL 事例の動向、社会への影響等について、加盟国や有識者グループ（産業界、法曹界、消費者団体、保険業界等）への調査、意見聴取を行い、報告書として発表された。これまでの報告書で、指令の各国国内法への導入状況、各国での運用状況、PL 訴訟状況、指令に定める欠陥の立証責任、開発危険の抗弁、500 ユーロ未満の小額賠償責任を免責とすることの妥当性等について検証がなされてきたが、基本的には本指令は消費者保護と欧州共通市場の発展という目的に正しく寄与していると評価されており、1999 年の部分修正以降は条文の改定はなされていない。

（4）加盟各国でのＰＬ法制定状況

PL 指令の第 19 条で、加盟国は PL 指令公布の 3 年後である 1988 年 7 月 30 日までに、PL 指令の内容に沿った厳格責任を基盤とする PL 法を制定することが義務づけられた。それに従い、1987 年 5 月 15 日に英国が PL 法（消費者保護法）を制定したのを皮切りに、他の加盟国も順次従った。しかしスペインとフランスでは国内の立法手続きが遅れ、それぞれ 1994 年と 1998 年にようやく国内 PL 法が制定された。

その後 EU は拡大を続け、現在の加盟国は 28 ヵ国となったが、すべての国で PL 指令に沿った国内 PL 法が制定されている。

なおオプション条項のうち、「開発危険の抗弁」はほとんどの国が免責事由の一つとして認めているが、ルクセンブルグとフィンランドだけは採用していない。また賠償金額の上限については、ドイツ、スペイン、ポルトガル、スロバキアの 4 ヵ国のみが国内法で具体的な上限金額を定めている。

図表１　ＥＵ加盟国でのＰＬ法施行状況

国　名	PL法施行年	ＰＬ指令のオプション条項	
		開発危険の抗弁	賠償金額の上限
〈1985 年PL指令公布時点の加盟国〉			
英国	1988	○	なし
ドイツ	1990	○	8,500 万ユーロ（約 111 億円）
フランス	1998	○	なし
イタリア	1988	○	なし
オランダ	1990	○	なし
ベルギー	1991	○	なし
ルクセンブルグ	1991	採用せず	なし
アイルランド	1991	○	なし
デンマーク	1989	○	なし
ギリシャ	1988	○	なし
〈PL指令公布以降の加盟国〉			
スペイン	1994	○	105 億ペセタ （約 82 億円）
ポルトガル	1989	○	100 億エスクード（約 65 億円）
オーストリア	1988	○	なし
スウェーデン	1993	○	なし
チェコ	1998	○	なし
スロバキア	1999	○	35 億コルナ （約 173 億円）
エストニア	2004	○	なし
ラトビア	1996	○	なし
リトアニア	不明	○	なし
キプロス	1997	○	なし
ハンガリー	1994	○	なし
マルタ	2002	○	なし
ポーランド	2000	○	なし
スロベニア	1998	○	なし
フィンランド	1991	採用せず	なし
ブルガリア	1999	○	なし
ルーマニア	2004	○	なし
クロアチア	不明	○	なし

（資料）各国資料に基づき当社作成。

（5）ＥＵ司法裁判所の役割

上述のとおり、PL 指令は EU 域内において製造物責任に関するいわば憲法のような役割を果たし、加盟国における実際の運用は各国の国内法に委ねられている。各国の PL 法は PL 指令に忠実に準拠する義務があるので、相互に齟齬はないはずである。しかし現実の事例では、例えば国内法の条文に基づく当該国の裁判所による判決の内容（その効果）が、PL 指令が目指していたものと異なってしまうということもあり得る。こうした際には EU の司法組織として設置されている EU 司法裁判所（The Court of Justice of the European Union: 略称 ECJ）が加盟国の裁判所に優越する判断を下し、PL 指令がすべての加盟国において正しく適用されるよう監視する役割を担っている。ECJ は EU 法（指令、規則、決定）について排他的に判断する権利を与えられ、統一的な法の解釈を行っている。

ECJ は 1952 年に欧州石炭鉄鋼共同体司法裁判所としてルクセンブルグに設置されたのが始まりで、2009 年のリスボン条約により EU 司法裁判所と改組され権限も大きく拡大された。ECJ は、①司法裁判所（The Court of Justice）、②一般裁判所（General Court）、③専門裁判所（EU Civil Service Tribunal）としての役割を担っており、PL 指令と加盟国の国内法の関係については①司法裁判所で取り扱われる。司法裁判所は加盟各国から派遣された 27 人の判事と事務局長、8 人の法務官で構成されている。

司法裁判所の機能（判決の類型）にはいくつかの種類があるが、PL に関しては、まず義務不履行訴訟（Actions for failure to fulfill obligations）とよばれる機能がある。これは、ある加盟国の国内法が EU の指令に従っていない場合に、欧州委員会または他の加盟国が原告となり、当該加盟国を司法裁判所に訴える制度である。指令に違反しているという判決が下されれば、当該加盟国は国内法を改正して、あるいは運用を変更して指令に従う義務があり、判決確定後も改善が見られないような場合には、司法裁判所は罰金を課すこともできる。

これまでに、下記のような事例が見られる。

- 英国PL法の開発危険の抗弁による免責規定がPL指令に反するとして欧州委員会が英国を提訴。審理の結果、1997 年に司法裁判所は英国法に問題はなしとして訴えを却下（*詳しくは 15 ページご参照*）。
- 販売業者が PL 事故の責任を負う条件について、フランス法の規定が PL 指令に合致していないとして、欧州委員会が提訴。2006 年 3 月に司法裁判所は訴えを認めフランス政府に対し PL 指令への完全な準拠を命令。同時に 79 万 5,600 ユーロ（約 1 億 340 万円）の罰金を課した（*詳しくは 14 ページご参照*）。
- デンマーク PL 法が、中間販売業者も製造業者と全く同じ責任を負うと規定している点が PL 指令に反するとして、欧州委員会がデンマークを提訴。2007 年 5 月に司法裁判所は訴えを認め、デンマーク政府は直ちに PL 法を改正した。

また米国や日本では見られない、先行判決（Reference for preliminary rulings）という EU 独特の制度もある。これは、PL 指令の解釈や各国の PL 法との適合性について、加盟国の裁判所が司法裁判所に照会を行い、それに対し司法裁判所が判断を示すという適法性の事前審査である。

ある事項に対して先行判決がなされた場合には、照会した加盟国の裁判所はそれに従う義務があるのみならず、他の加盟国も同じ事項に関してはその先行判決に拘束される。

（6）ＰＬ法制度の運用状況

上述のとおり、1985 年の PL 指令制定から 30 年近くが経過し、EU 加盟国が中・東欧や旧ソ連圏を含む 28 ヵ国にまで拡大するにつれ、新規加盟国でも PL 法が制定されていった。また EU に加盟していないスイス、ノルウェー等でも同様の PL 法が導入されている。これにより、厳格責任法理を基盤とする PL 法制度は、欧州に広く、統一的に定着してきたと評価されている。

EU 域内における PL 訴訟に関する公式統計が存在しないため、訴訟件数や賠償金額の推移、製品別に見た訴訟の多寡などは明確ではない。ただ、これまでの欧州委員会レポートや弁護士事務所のニューズレター等によると、PL 法の導入により厳格責任に基づく PL 訴訟が特に急増したという現象は見られず、近年は若干増加傾向にあるものの、米国と比較すると訴訟件数は断然少ないようである。PL 指令第四次見直しレポートによれば、2006 年から 2010 年にかけてドイツ、フランス、スペイン、オーストリア、ポーランド等で厳格責任に基づく PL 訴訟件数の増加が見られた。その背景には不法行為や債務不履行に基づく訴訟も合わせた PL 訴訟全体の件数が増えていることと、その中で訴訟の種別として、厳格責任が選択される場合が増えていることの両方があると考えられている。

また欧州ではほとんどのケースが当事者間の和解によって解決されていると言われている。和解の場合は事案の詳細な内容、和解金額等は公表されないので、その傾向などは不明だが、薬害による人身傷害のケースでは和解は少ないと言われている。その理由は、ある国で和解すると、メーカーがその医薬品の欠陥を認めたとみなされ、同種の製品が流通している他国での訴訟を誘発する恐れがあるからとされている。

PL リスクを経済的にヘッジする一つの手段として PL 保険があるが、米国においては 70 年代半ばと 80 年代半ばの二度にわたり「保険危機」に見舞われた。PL 訴訟での被告敗訴が続出し賠償金額も異常に高騰したため、PL 保険金の支払い急増による保険料の高騰、あるいは保険の引受自体の停止が続出し、その結果、PL 保険を手当てできなくなった企業の生産停止や、医師（特に産婦人科医）が廃業に追い込まれる等の現象を引き起こしたのである。これは供給側と消費者の双方に大きな不利益をもたらす深刻な社会問題であった。

一方、欧州では PL 法の導入後もこうした「保険危機」は起こっておらず、保険市場の特性の一つとして PL 保険の料率（相場）は一定のサイクルで上下しているが、概ね安定的に供給されており、PL 保険への加入困難が大きな社会問題となるような状況には至っていない。

このように PL リスクが供給者側にとって常に大きな負担となっている米国と比較して、欧州は概ね落ち着いた状況にあると言える。その背景には、欧州諸国が早くから PL 訴訟の嵐に直面していた米国の教訓に学んだ上で、PL 指令や各国の PL 法制度を整備していったこともあるが、より大きな理由は、欧米間の法律そのものの違いではなく、米国の裁判制度に特有の事象、特に欧州には存在しない以下のような諸点が、米国における PL 訴訟の乱発や、賠償金額の高騰の誘因になっていると考えられている。

<米国の裁判制度の特徴>

①訴訟を好む社会風土（弁護士数が多い）

②陪審制（一般市民である陪審員の主観で評決が決まる）

③懲罰的賠償金制度（賠償金額が高額になりがち）

④弁護士の成功報酬制

⑤低廉な訴訟費用

⑥ディープポケット狙い（大企業を狙い撃ちにした大型訴訟）

※詳しくは、弊社刊 Risk Solutions Report Vol.1, 2012 年秋号「米国における賠償責任の動向」をご参照。

なお、日本においても米国の PL 法制度の動向は常に注視されてきたが、日本の「製造物責任法」制定（1995 年 7 月 1 日施行）にあたっては、欧州の経験をより多く参考にしたとされている。これは上記の米国特有の状況の多くは日本にも当てはまらず、元々、明治維新以降に法制度や裁判制度を欧州から取り入れた日本にとっては、PL についても欧州の法制度の方が馴染みやすかったためといわれている。

２．主要５ヵ国のＰＬ法の概要

本項では、英国、ドイツ、フランス、イタリア、スペインの主要 5 ヵ国の国内 PL 法について、主要項目を紹介する。基本的にはどの国の国内法も PL 指令に忠実に準拠しているので、条文にほとんど差はみられないが、指令で定めるオプション条項や一部の条文で相違が見られる（巻末に付表として一覧表を記載）。

（1）根拠法

①英国

1987 年 5 月 15 日制定：消費者保護法（Consumer Protection Act 1987）

1988 年 3 月 1 日施行、2000 年に一部改正。

②ドイツ

1989 年 12 月 15 日制定：製造物責任法（Produkthaftungsgesetz: ProdHG vom 1989）

1990 年 1 月 1 日施行、2000 年に一部改正。

これとは別に、医薬品に限定して製造物責任を規定した薬事法（Arzneimittelgesetz、1976 年制定）が PL 指令以前からあり、医薬品の事故に関しては PL 法に優先して適用される。この法律は 1960 年代のサリドマイド事件を受けて作られたもので、被告の開発危険の抗弁を認めない点や、原告側の欠陥の立証責任を軽くしている点などにおいて、薬害被害にあった消費者側により配慮した内容となっている。

また 1990 年には遺伝子工学法（Gentechnikgesetz）が制定され、遺伝子組み換え食品等の製造物責任に適用されている。

③フランス

1998 年 5 月 19 日制定：製造物責任法（Loi no 98-389 du 19 mai 1998 relative à la responsabilité des produits défectuex）

民法に第 1386 条 1 項～18 項として挿入する形で法制化。2004 年 12 月および 2006 年 4 月に一部改正。

PL 指令は、公布 3 年後の 1988 年 7 月 30 日までの PL 法導入を加盟国に義務づけていたが、フランスは当時の加盟国の中では最も対応が遅れ、期限から 10 年を過ぎた 1998 年にようやく PL 指令に準拠した PL 法が、民法への追加という形で実現した。

④イタリア

1988 年 5 月 24 日制定：製造物責任法（Decreto del Presidente della Repubblica No.244 大統領令第 244 号）

1988 年 6 月 29 日施行。その後、2005 年 9 月制定の消費者保護法（Codice del Consumo）に統合。

⑤スペイン

1994 年 7 月 6 日制定：製造物責任法

1994 年 7 月 8 日施行。その後、2007 年制定の消費者保護法（Consumer's Act）の中に第 128 条～149 条として統合。

（2）対象製品

電気を含む全ての物品、他の製品の一部を構成する部品、原材料、農水産品（any products of the soil, of stock-farming or of fisheries）

フランスでは、「①電気、農産物、畜産物を含む全ての動産、および②人体の一部および人体由来の製造物を原料とする製品」と規定されている。

このうち②は他国には見られない表現であるが、血液製剤等を念頭に置いている。この背景には PL 指令の公布から PL 法の制定までの間に、フランス国内で HIV（エイズ）汚染血液の問題が大きな議論を呼んだことがある。

なお、②については「開発危険の抗弁」が認められていない。例えば血液製剤の原料に HIV 汚染血液が混入し、その結果として薬害事故が発生した場合、製造元の医薬品メーカーは「当時の科学技術、知識の水準では危険性を予見できなかった」と主張して製造物責任を逃れることはできない。これに対し、①の一般的製品群については「開発危険の抗弁」が認められている。

（3）責任主体

①製造業者
②表示製造業者（自己の氏名、商標、商号等を製造業者として表示した者）
③輸入業者（他人への供給を目的として EU 域外から域内に自己の事業として製品を輸入した者）
④販売業者（被害者が上記①から③を特定できない場合に、販売業者に対し①から③のいずれかを特定するよう要求し、それに対し販売業者が合理的期間内に回答できなかった場合）

PL 指令ならびに英国法では④に定める期間が「合理的期間内に（within a reasonable time）」となっており具体的には述べられていないが、ドイツ法では 1 ヵ月、フランス法、イタリア法、スペイン法では 3 ヵ月と特定されている。

またフランスでは④に関し、以前は販売業者も無条件に製造物責任を負うとされていたが（PL 指令より厳しい内容）、PL 指令違反で 2000 年 2 月に欧州委員会がフランス政府を欧州司法裁判所に提訴し､2004 年 12 月にフランス政府に対し PL 指令に完全に準拠すべしとの判決が下った。その結果、フランス PL 法は同月に改正され、販売業者は製造業者不詳の場合にのみ、製造業者と同等の製造物責任を負うこととなった。

（4）立証責任

原告に「損害の発生」､「欠陥の存在」､「欠陥と損害の因果関係」を立証する義務がある。被告の過失を立証する必要はない。

（5）連帯責任

責任主体が複数いる場合は、相互に連帯しかつ個別に責任を負う。

（6）欠陥の定義

各国とも、PL 指令と同様に「安全性期待基準」を採用している。
すなわち、製品は、消費者が一般的に期待しうる安全性を欠く場合に「欠陥」があるとみなされる。安全性の判定に当たっては、その製品が組み込まれた完成品の安全性、財物損害のリスクおよび人身傷害のリスクも考慮される。
また安全性の判断基準として以下の点が考慮されなければならない。
①製品の販売方法、販売目的、形状、製品の使用あるいは不使用に関する指示および警告
②製品に関して合理的に予期しうる用途
③製品が製造業者から他者に引き渡された時
また、PL 指令と同様、後により優れた製品が供給されたという理由だけで、先行製品に欠陥があるとみなされることはない。

（7）免責の抗弁

国により若干表現は異なるが、基本的に下記 6 点のいずれかを被告が立証できた場合には、責任を問われない。

①いかなる時点においても製品を流通過程に置かなかったこと（例えば偽物が事故を起こした場合）

②第三者によって生じた欠陥であること（製品が被告の手を離れた時点では欠陥が存在しなかったこと）

③製品が、利潤獲得のため、あるいは自己の事業のために供給されたものではないこと（例えば非営利団体が慈善事業のために供給した製品）

④法令遵守や規制当局からの強制的な指示に従った結果、欠陥が発生したこと

⑤製品が供給された時点の科学・技術水準では、問題となっている欠陥の存在を認識することは不可能であったこと（開発危険の抗弁）

⑥部品メーカーが、完成品メーカーの設計指示に忠実に従った結果、完成品が事故を起こしたこと（部品製造業者の抗弁）

そのうち⑤の開発危険の抗弁については、誰の認識を基準に考えるのかが問題となる。英国では、当該製品の製造業者ではなく、「当該製品と同種の製品を製造する者」（a producer of products of the same description as the product in question）と、PL 指令にはない表現となっている。その結果、英国法の方が製造業者（業界）側の主観に委ねる余地が大きく、製造業者側により有利な内容である（指令が尊重する消費者の利益保護に反する）という批判が起こり、1995 年に欧州委員会は欧州司法裁判所に英国を提訴した。それに対し英国政府は、製造業者と同レベルの同業者と比較することにより、当時の科学・技術水準の客観性が確保され、PL 指令の趣旨にもかなうと反論した。1997 年の判決では欧州委員会の訴えは棄却され、英国法の規定は問題なしとされた。

また⑥の部品製造業者の抗弁については、英国、フランス、イタリア、スペインでは PL 指令通りの表現となっているが、ドイツでは「原材料の製造業者」が加えられている。

（8）過失相殺

原告の行為が損害発生の原因の一部と認められる場合、その割合に応じて賠償金額が減額される。

（9）損害の定義

基本的には各国共通で、

①死亡または人身傷害による損害、および

②個人的使用を目的とした、土地を含む財物損害

と定めているが、フランスでは業務上使用される物品への財物損害も含まれる。

PL 指令第 16 条で各国のオプションとされていた賠償金額の上限については、英国、フランス、

イタリアでは定めがないが、ドイツでは 8,500 万ユーロ（約 111 億円）、スペインでは 105 億ペセタ（約 82 億円）と規定されている。

（10）出訴期限

損害の発生、欠陥、製造業者の身元を知った日、または合理的に知り得た日から 3 年以内に原告は訴訟を開始しなければならない。

ドイツでは「該当日から 3 年」に代えて「該当日が属する年の年末（12 月 31 日）から 3 年」と定めている。つまりすべてのケースで期限は年末に来ることになり、他国に比べて最大 1 年間長くなる。

（11）時効

製造業者がその製品を流通過程に置いてから 10 年経過後は、厳格責任による製造物責任は問われない（10 年の消滅時効）。

3．主要国でのＰＬ判例

（1）英国

①汚染された血液の輸血による C 型肝炎への感染（原告勝訴）

汚染された血液の輸血により C 型肝炎に感染した患者 114 名が国の保健機関（National Blood Authority）を、消費者保護法上の製造物責任で訴えたケース。被告は PL 指令に基づく英国の消費者保護法が制定された 1988 年から、血液製剤への C 型肝炎スクリーニングテストが英国に初めて導入された 1991 年 9 月の間に輸血を受けた患者で、汚染された血液は PL 指令および消費者保護法で定める「安全性期待基準」に反する欠陥製品であると主張した。一方、被告は、A 型や B 型の肝炎の存在は古くから知られていたが、輸血により C 型肝炎に感染するリスクがあることは 1980 年代後半まで保健衛生の世界でも十分には知られておらず、検査方法が確立されたのは 1990 年代以降であるとして、被告が輸血を受けた当時の科学的知見では血液の欠陥は認識不可能だったという「開発危険の抗弁」による免責を主張した。

これに対し 2001 年に高等裁判所は、「当時、C 型肝炎のスクリーニングはまだ十分に普及していなかったが、感染リスクが存在することは保健衛生の世界ではすでに共通の知識であり、公的保健機関であれば当然認識すべきであった」として「開発危険の抗弁」を否認し、被告に賠償金の支払いを命じた。

また「安全性期待基準」の解釈に関し、「消費者が実際に期待していたもの（what the public actually expected）」ではなく「消費者が期待すると想定されるもの（what the public was entitled to expect）」という、より消費者に有利な解釈が示された。そして、その解釈の延長として、銃砲、ナイフ、医薬品、たばこのような工業製品は、当然ある種のリスクも併せ持つと消費者が予見できるが、輸血用の血液の場合は、消費者は完全に安全（リスクなどない）と思うのが当然であり、

従って本件の汚染血液は「安全性期待基準」に反する欠陥製品であると結論づけられた。

②ファストフード店のコーヒーによる幼児の火傷（原告敗訴）

ベビーシッターが生後 15 ヵ月の幼児を連れてファストフード店で食事をした際、テーブル上のホットコーヒーを取ろうとしてカップを転倒させ、幼児が大火傷を負った。原告はコーヒーカップの構造（倒れやすく、蓋が取れやすい）に PL 上の欠陥があったとして提訴したが、2002 年に高等裁判所は、カップと蓋には十分な安定性、安全性があり店員の接客等にも問題はなく、顧客の合理的な期待を満たしているとして、原告の訴えを退けた。

③洗剤キャップの不具合による幼児の誤飲事故　（原告敗訴）

生後 13 ヵ月の幼児が、食器洗浄機用洗剤のキャップを開けて中身を誤飲し病気になったとして、国内最大手のスーパーマーケットと洗剤の製造業者を提訴したケース。原告は、キャップには CRC（Child Resistant Closure Cap: 子供が開けにくいキャップ）という業界団体が定めた安全表示があったにも関わらず、1 歳の幼児が簡単に開けられたのは欠陥商品であるとして製造物責任を主張。一審は原告の訴えを認めたが、被告側が直ちに控訴。その結果、2002 年 4 月に控訴裁判所（The Court of Appeal）は一審の判断を覆し、被告に英国 PL 法上の責任はないとの判決を下した。その根拠として、PL 法上の欠陥の認定基準は消費者の「安全性期待基準」であり、このキャップの場合「CRC は一般のキャップに比べて開けにくい（絶対に開かないというわけではない）」という消費者が一般的に期待する安全性を実際に満たしており、業界の自主基準に適合しているか否かは PL 法上の責任の有無とは無関係との考えを示した。

（2）ドイツ

①電気系統の欠陥による自動車の火災（2011 年 8 月キール地裁判決、2012 年 4 月シュレースヴィヒ高裁判決、原告敗訴）

原告の運転者が自動車火災につき電気系統の欠陥を主張し、財物損害 18,000 ユーロ（約 230 万円）を請求したが（人身傷害はなし）、裁判所は製品欠陥に対する原告側の立証責任を厳格に判断し、具体的な欠陥について科学的な証明がなされていないとして請求を棄却した。

②エアバッグの誤作動による負傷（2006 年 7 月エアフルト地裁判決（原告敗訴）、2008 年 4 月イェーナ高裁判決（原告敗訴）、2009 年 6 月連邦最高裁判決（破棄・差戻し→和解））

自動車が道路上の大きな穴を通過した際の衝撃でエアバッグが誤作動し、衝撃で内頚動脈を負傷し脳卒中になったと原告が主張。下級審は「十分な欠陥証明がない」として請求を棄却したが、最高裁は下級審判決を破棄・差戻し、最終的に当事者は訴外で和解した。和解金額は不明。

③火力発電所の制御システム不具合による火災（2007 年 11 月ベルリン地裁判決、原告敗訴）

天然ガス火力発電所の火災につき、燃焼系制御システム（ソフトウェア）の欠陥が原因として、

電力会社がメーカーに財物損壊・逸失利益の賠償金として 7,100 万ユーロ（約 92 億円）を請求。しかし判決では、メーカーの製品納入時においてソフトウェアの欠陥があったとの証明が十分になされていないとして請求を棄却。

※本事案は、個人的使用を目的とした財物への損害ではないため、厳格責任の対象とはならず、契約法上の責任または民法の過失責任に基づく訴訟であったと思われる。

（3）フランス

食用馬肉に潜入した寄生虫による発病（2000 年 2 月トゥールース控訴院、原告勝訴）

十分に加熱していない馬肉を食べた被告が、肉に潜入していた旋毛虫によりトリシネロシス（Trichinellosis）病に罹患し、製造物責任に基づき提訴。被告は、当時の知識では馬肉に旋毛虫が存在しうることは予見不可能であったとして「開発危険の抗弁」による免責を主張。これに対し判決では、寄生虫混入のリスクは製品が流通過程に置かれた時点では当然知り得る知識であった（被告が実際に知っていたかは問題とならない）として「開発危険の抗弁」を否認した。

（4）イタリア

骨粗鬆症治療薬の副作用による顎骨の壊死（2009 年 6 月サッサリ地裁判決、原告敗訴）

2000 年に乳ガンの手術を受けた原告は、術後の措置として骨粗鬆症治療薬の一種であるビスホスホネートを 2004 年 5 月まで服用し、その間に歯科治療も受けたが、ビスホスホネートの副作用により顎骨壊死の被害を受けた。この副作用については 2004 年ごろまでは医学界でもほとんど知られていなかったが、その後大きな話題となり、日本でも歯科医師学会や製薬会社から警告が出された。

被告の製薬会社は副作用を知りながら、医師や患者に十分な注意喚起をしていなかったことにより原告に人身傷害が発生したとして（PL 法上の指示・警告上の欠陥）賠償金を請求。一方、被告は、ビスホスホネートの服用と口腔歯科治療が同時に行われた場合に顎骨壊死という副作用がありうることは 2004 年夏以降に広く知られることになったもので、原告がビスホスホネートを服用した当時の知見では被告は副作用を予見できなかったとして、「開発危険の抗弁」による免責を主張した。

裁判所は被告の「開発危険の抗弁」の主張を認め、製薬会社の賠償責任を否認した。「開発危険の抗弁」は裁判では非常に認められにくいと言われており、その点で珍しい判例といえる。

（5）スペイン

電気が原因で発生した損害に対する PL 法の適用（2002 年 4 月～2007 年 9 月アルメニア高裁、タラゴナ高裁、コルドバ高裁判決）

PL 指令およびスペインの PL 法において、対象製品は「電気を含むすべての動産」と定義されているが、電気以外の「無体物」が対象となるかについては明確に規定されていない。一方、電気にまつわる PL 事故は、通常は送電のための情報システムやソフトウェアと一体となって発

生するため、システムやソフトウェアといった無体物部分が PL 法の対象となるか否かが争点となった。

この点につき上記判決では、電気自体の不具合による損害については PL 法（厳格責任）が適用されるが、電気供給サービス（運用システム）の不備による損害については民法に定める契約責任の考え方を適用すべしとの判断を下した。これらの判例は、無体物による損害をどう取り扱うかについての先例として、他国にも影響を及ぼす可能性がある。

第2章　欧州連合（EU）の製品安全性規制

１．一般製品安全指令（ＧＰＳＤ）の制定

第 1 章で述べたとおり、欧州では戦後の大量消費社会の発展の中で、1960 年代ごろから製品事故に対する消費者保護という意識が高まり、法律面での救済という観点から PL 指令の制定につながった。しかし事故が起きた際の法的な手当てだけでは不十分であり、そもそも製品の安全性を確保することが重要である。そのための対策として、以下のように製品の安全性確保に関する EU 指令や各国の国内法の制定が進んでいった。

1957 年に締結されたローマ条約で、欧州域内での人、モノ、サービス、資本の自由な移動と貿易の拡大、ならびに単一市場の実現がうたわれ、その実現のため各国の国内法を共通化する指針として 1969 年に「工業製品と食品に関する各国の法令の相違から生じる貿易上の障害を除去するための計画」（通称ファースト・アプローチ）が発表された。それに基づき、1973 年以降、機械、自動車、玩具、医薬品、食品、医療機器、身体防護具等の様々な対象製品別の安全指令（Safety Directive）が制定された。

しかし、こうした個別規制によるアプローチでは、消費者に届くすべての製品をカバーすることはできない。そこで、個別規制でカバーされない製品も含めた安全性に関する包括的な規制として、1992 年に一般製品安全指令（GPSD: General Product Safety Directive）が制定された（1994 年 1 月 29 日施行）。その後 2001 年に改正され（2003 年 1 月 1 日施行）、後述のリコール制度の導入等が図られた。

GPSD では、PL 指令と同様に、加盟各国は GPSD に準拠した国内法を制定することが義務づけられ、英国の一般製品安全規則（General Product Safety Regulations）や、ドイツの産業用機器及び消費財安全法（Act on the Safety of Technical Work Equipments and Consumer Products）等の国内法が全ての加盟国で整備されている。各国での実際の規制はそれら国内法により執行される。例えば、GPSD には具体的な罰則規定はなく、各国の国内法が安全基準に違反した場合の罰則を定めている。従って、ある企業が EU 域内の複数の国で違反した場合には、それぞれの国で異なる処罰（罰金、販売停止等）を受けることとなる。

GPSD と個別製品別の安全指令の関係は、個別安全指令の対象とされる製品については当該指令が優先し、次に個別安全指令に定めのない項目や、その他の製品に関する事項については、GPSD に従って制定された各国の国内法が適用される。

なお製造物責任（PL 指令）と安全性規制（安全指令）の関係は、一義的には相互に独立しているが、実際の運用においては密接な関連を持つと考えられる。すなわち、より良い消費者保護と欧州単一市場の実現という二大目標のために、安全性規制は損害発生前の危険予防として、PL 法制度は損害発生後の補償制度として、いわば車の両輪として相互に補完し合うのである。ただし、例えば製品事故により人身傷害が発生し、安全性規制によりリコールの対象になった場合であっても、「開発危険の抗弁」により PL 裁判で原告が免責となることはあり得る。

GPSD はその目的を達成するための具体的施策として、事故報告・情報公開制度とリコール制度を規定している。以下、それらの内容を概説する。

２．事故報告・情報開示制度

GPSD 第 5 条（3）は、製造業者または販売業者が GPSD 前文（3）および第 3 条（1）に定める製品安全義務（安全な製品のみを市場に出すという普遍的義務）に反し、市場に流通させた製品が消費者に危険を及ぼしていることを認識した場合には、当該製品が販売されている各国の監督当局にその事実を報告することを義務づけている。また報告方法の詳細については、付随文書である「危険な消費者製品の各国監督当局への報告ガイドライン」（Guidelines for the Notification of Dangerous Consumer Products to the Competent Authorities of the Member States by Producers and Distributors、以下、「報告ガイドライン」と呼ぶ）に規定されている。

（1）対象製品

一般消費者による使用を想定した、あるいは常識的に消費者による使用が想像されるすべての製品を対象とし、新品、中古品、再生品をすべて含む。ただし修理・再生を前提として販売されている中古品、あるいはアンティークとして販売されている中古品は対象外としている。（第 2 条（a））

（2）安全な製品の定義

安全な製品とは、製品の耐用年数や保守サービス期間等を考慮して、通常の使用方法あるいは常識的に想像される使用方法において、何のリスクも生じないか、または許容可能な最低限のリスクしかない製品を指す。リスクの判定においては下記の 4 点を特に考慮しなければならない。（第 2 条（b））

①製品の構成物質、包装、組み立て・据え付け・保守についての指示の特徴
②その製品が他の製品と共に使用されることが常識的に予想される場合、その製品が他の製品に及ぼす影響
③製品の外観、ラベル表示、使用・廃棄に関する警告・指示、その他の製品情報
④その製品の使用により危険にさらされる弱者グループ、特に高齢者と子供

上記の定義に当てはまらない製品が「危険な製品」（Dangerous products）となる。（第 2 条（c））

（3）報告義務者

製造業者だけでなく、PL 法上の責任を一般的には負わない販売業者にも報告義務を課している。

①製造業者
・EU 域内で製造する者、あるいは商標等により製造業者を名乗っている者。
・EU 域外で製造されている場合は、製造業者の域内代表者（manufacturer’s representative すなわち営業所長、総代理店等）または輸入業者。
・サプライチェーン内で製品の安全性に影響を与えるその他の業者。（第 2 条（e））

②販売業者

サプライチェーン内で製品の安全性に影響を与えない（製品に手を加えない）業者。（第 2 条（e））

（4）報告項目

製造業者と販売業者は、欧州委員会所定のフォームで、以下の項目につき加盟国の監督当局に報告しなければならない。（報告ガイドライン 5-2 項）

①報告相手の当局の詳細、および報告を受け取る企業の詳細とサプライチェーンにおける役割

②報告者である製造業者あるいは販売業者の詳細とサプライチェーンにおける役割

③当該製品の詳細（商品名、型式、写真等）

④製品の危険の詳細

⑤製造業者・販売業者が取る是正措置の詳細（リコール、製品の改修、消費者への通知等）

⑥（重大リスクの場合、および自国の監督当局のみに報告する場合）サプライチェーン内で当該製品を保有するすべての企業の詳細と、各企業ならびに消費者が保有する当該製品の概数

（5）報告期限

通常のケースでは危険を察知してから 10 日以内、重大リスクの場合は 3 日以内。（第 5 条 3 項および報告ガイドライン 4-3 項）

（6）緊急警告システム （RAPEX）による情報開示

2001 年の GPSD 改正に基づき、2004 年に緊急警告システム（RAPEX: Rapid Alert System for Non-Food Dangerous Products）が創設された。RAPEX とは、EU 域内で流通する消費財 （食品、医薬品、医療機器を除く）を対象とした、製品の危険情報に関するオンライン情報交換システムである。その目的は危険な製品の存在やリコールの実施状況について、加盟各国の監督当局と消費者への素早い情報公開に努めることにある。

GPSD 第 12 条に基づき各国の監督当局に報告された危険情報のうち、欧州委員会が危険度が深刻と判断したものは RAPEX によって全加盟国に伝達される。各国がそれに対し何らかの措置を取る場合は、その内容が RAPEX を通してフィードバックされ、各国が情報を共有することができる。また一般消費者も欧州委員会ホームページの RAPEX セクションにアクセスすることにより、報告された製品の危険情報を閲覧することができる。

（アクセス先　http://ec.europa.eu/consumers/safety/rapex/alerts/main）

なお、食品、医療機器と医薬品については、それぞれの個別安全指令に基づき独自の情報公開システムが運用されており、RAPEX の対象外となっている。

図表 2　RAPEX ホームページに掲載された Weekly Report の例

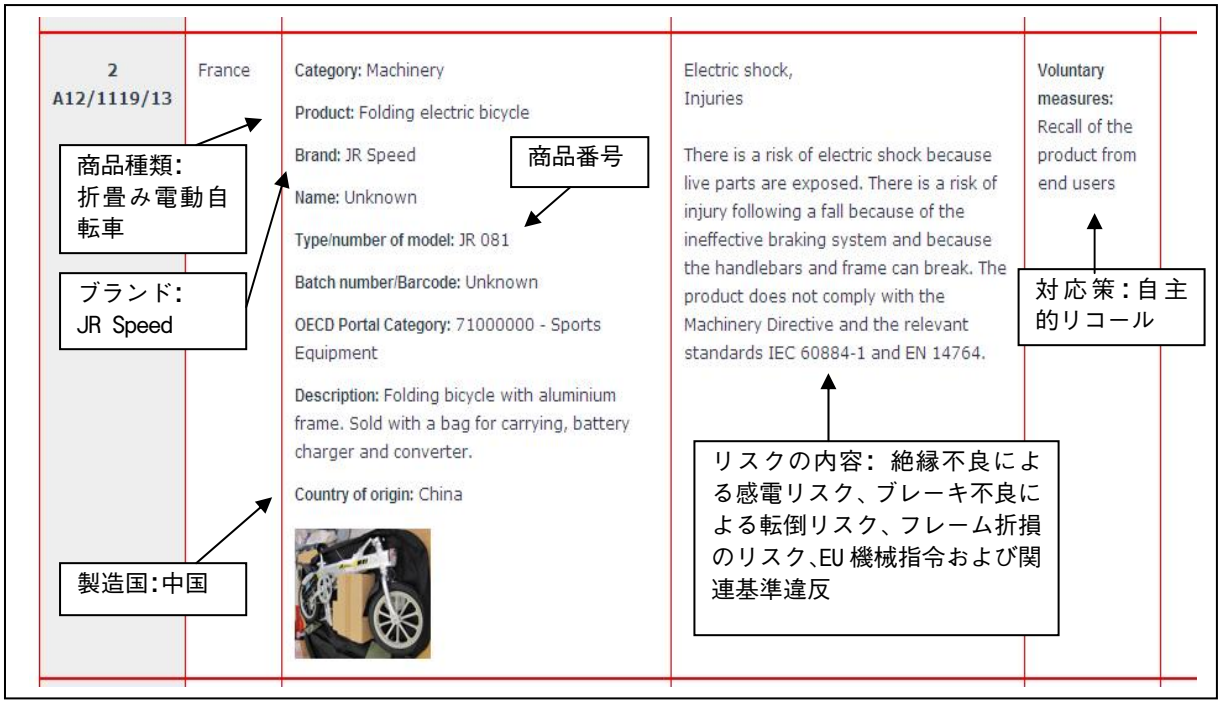

（出所）RAPEX Weekly Report, 2013

3．リコール制度

（1）市場からの回収（Withdrawal）と消費者からのリコール（Recall）

GPSD 第 2 条では、消費者に危険が及ぶリスクがあると判断される製品について流通市場（店頭または在庫）から撤去することを「回収」（Withdrawal）、すでに消費者の手に渡った製品を取り戻すことを「リコール」（Recall）と定義し、区別している。

2002 年改正以前の GPSD は、市場への告知や回収までしか規定していなかったが、2002 年改正により、市場からの回収や消費者への警告だけでは不十分と判断される場合には、「最後の手段として」実際の購入者に連絡を取り製品をリコールする義務を課す規定を設けた。（“*Recall shall take place as a last resort*” 第 5 条 1 項より）

（2）リコールの実施主体

製造業者と販売業者にリコール実施の義務がある。ただし、製造業者が主体的な責任者として想定されており、販売業者には製造業者への協力義務（情報伝達、製品回収等）が課されている。

製造業者と販売業者の責任分担については次の 4 パータンが想定されている。

①EU 域内の製造業者が生産し同社のブランドで販売された製品
　→製造業者が主たる責任を負う。
②EU 域内の製造業者が生産し販売業者のブランドで販売された製品
　→製造業者と販売業者が共同責任を負う。

③EU 域外の製造業者が生産し同社のブランドで販売された製品（輸入品）
→製造業者の域内代表者が責任を負う。通常は輸入業者が前面に出ることが多い。
④EU 域外の製造業者が生産し EU 域内の販売業者のブランドで販売された製品（輸入品）
→販売業者が主たる責任を負い、製造業者が協力する。

（3）自主的リコールと行政による強制リコール

製品に危険が認められ、GPSD が定める製品安全義務（安全な製品のみを市場に出すという普遍的義務）に違反していると製造業者、あるいは販売業者が判断する場合には、速やかにリコールを実施するとともに、製品が流通している国の監督当局に通知する義務がある。（第 5 条）

GPSD では、基本的には製造業者や販売業者が自主的に行動を起こすことを想定、期待しているが（“*they shall encourage and promote voluntary action by producers and distributors*”第 8 条 2 項より）、製造業者や販売業者の対応策が「不十分」と判断される場合には、各国の監督当局が企業にリコールを命じるか、あるいは自らリコールを実施することを義務づけている。ここでいう「不十分」の判断基準については、GPSD の表現（“*unsatisfactory or insufficient*”）が抽象的で曖昧なため、より具体的な規定を設けた方が良いという意見がある。

（4）リコール等の是正措置の実施手順

消費者への告知やリコール等の是正措置については、EU 発行の是正措置実施ガイドライン（Product Safety in Europe: A Guide to Corrective Action Including Recalls）や、各国の国内法で実施細則を定めている。同ガイドラインでは、自社製品に欠陥（消費者への危険）があると通報された場合に取るべきアクションのモデルケースを次のフローチャートで示している。

図表 3　リコール等の是正措置の実施手順モデル

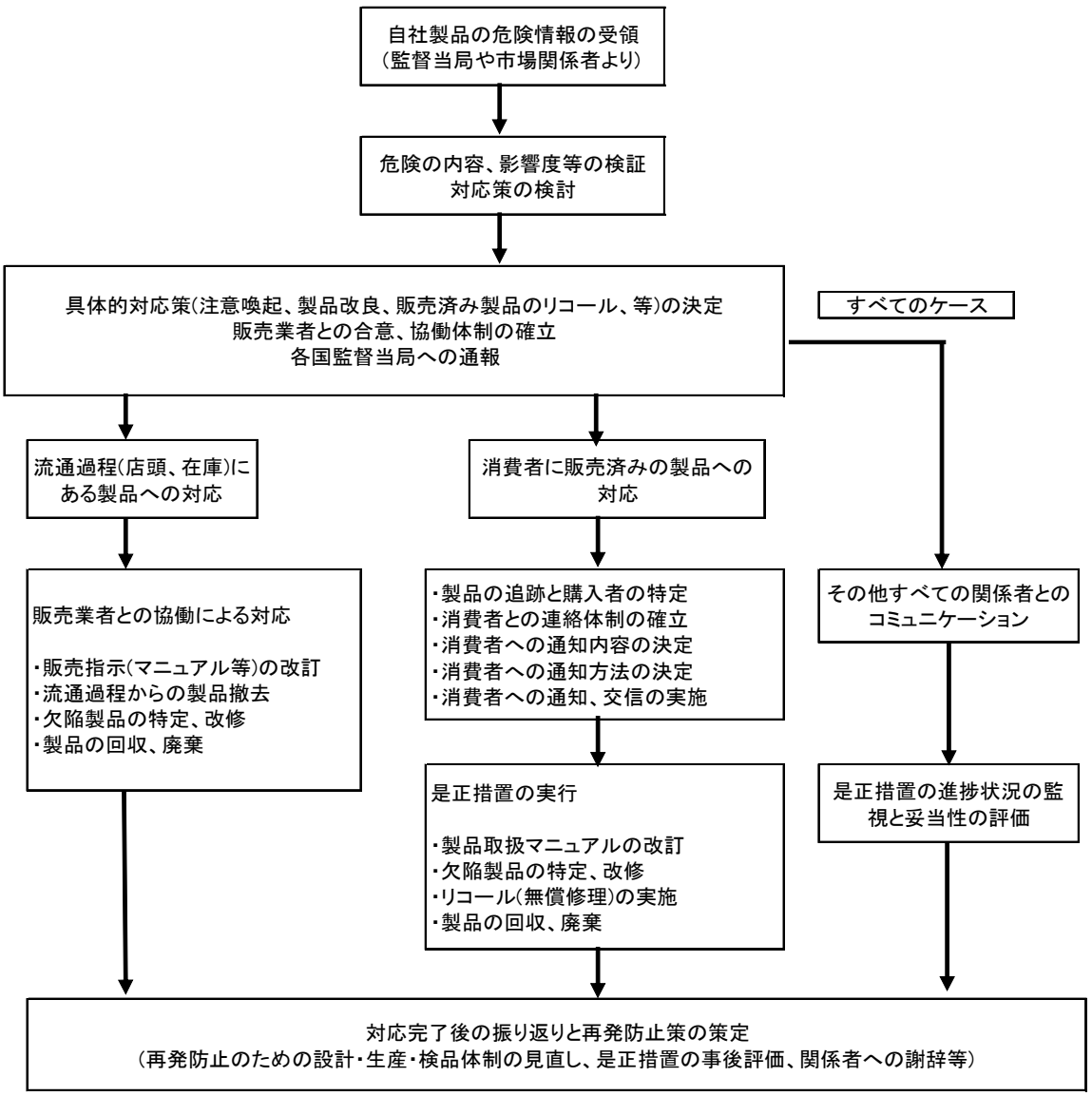

（出所）A Guide to Corrective Action Including Recalls, EU

また同ガイドラインの別添資料（Appendix）として、消費者へのリコール告知の望ましい例が示されている。

図表 4　リコール告知の望ましい例

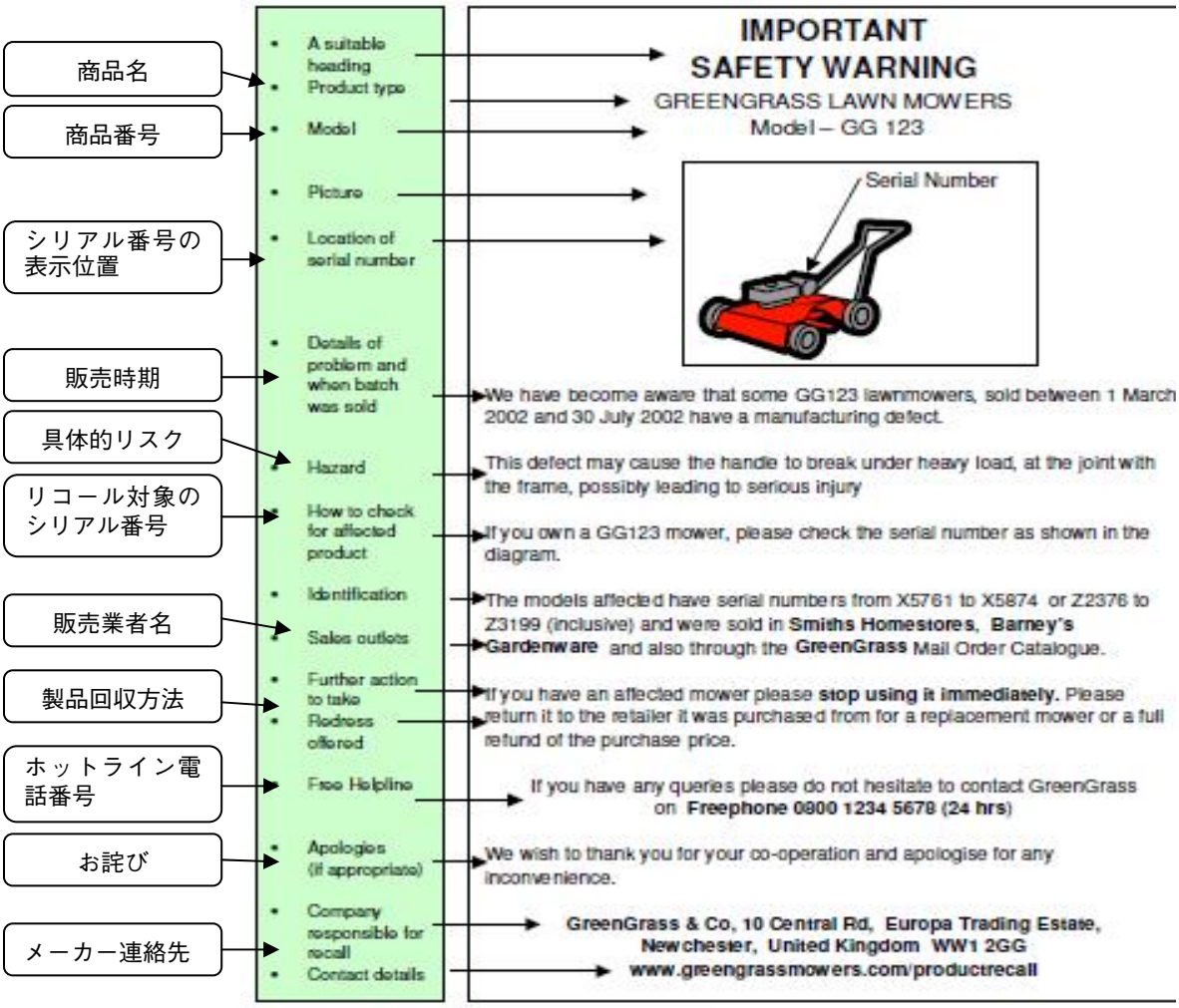

（出所）前図表に同じ。

4．最近のリコール等の是正措置実施状況

欧州委員会は毎年、RAPEX を通して報告されたリコール等の是正措置に関する統計をアニュアル・レポート（“*Keeping European Consumers Safe*”）で公表している。最新の 2012 年版レポートからいくつかの主要項目を紹介する。

（1）報告件数の推移

2003 年にはわずか 139 件であったが、2012 年には 2,278 件と 10 年間で 16 倍に増加した。この背景には、経済発展に伴う様々な製品の流通量の増加や、中国を始めとする新興国からの輸入

の増加に伴い、欠陥をもった製品の流入も増加していることがある。また、各国で消費者保護政策がより真摯に運用されるようになり、以前には見過ごされていたような事案が RAPEX を通して即時に報告されるようになった影響も大きいと推測される。

図表 5　報告件数の推移

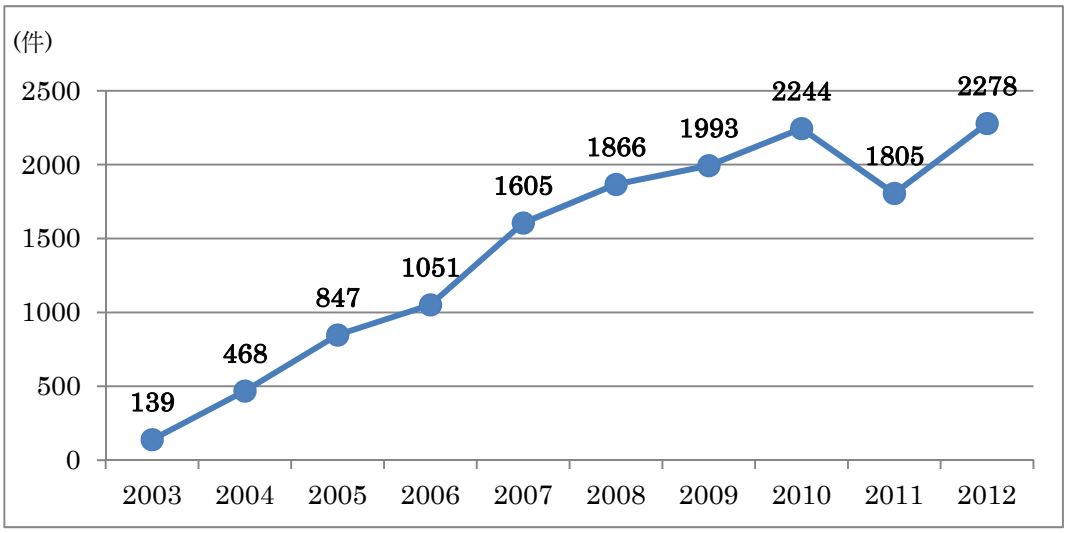

（出所）2012 RAPEX Annual Report

（2）報告元の国別分布

どの国から RAPEX への報告が多いかを見ると、2012 年は東欧のハンガリー、ブルガリアが上位 2 ヵ国で、以下スペイン、ドイツ、英国と続いている。これら上位 5 ヵ国で全体の 56%を占める。この 5 ヵ国の顔ぶれは 2011 年と変わっておらず、前年は全体の 47%であった。

注意すべきは、RAPEX に報告する基準は各国の監督当局ごとに異なるので、ハンガリーやブルガリアが危険な製品が最も多く流通している国であるとは必ずしも断定できない、という点である。

図表 6　報告元の国別シェア（2012 年）

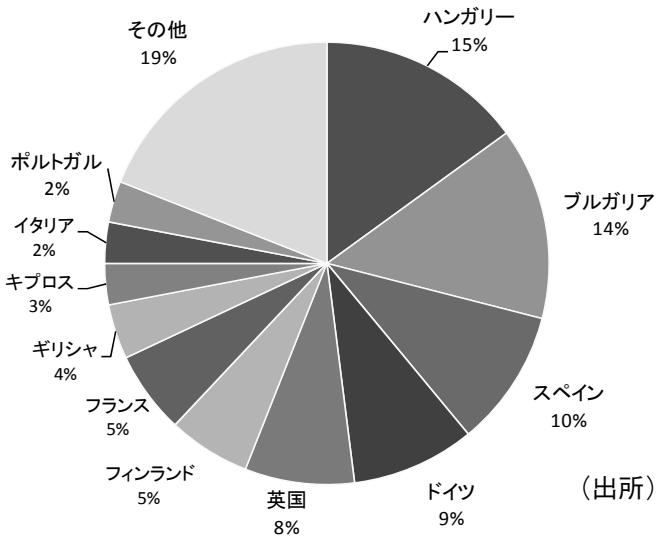

（出所）前図表に同じ。

（3）製品種類別分布

衣料品、玩具、家電製品（工具を含む）、自動車、化粧品の上位 5 品目で全体の 76%を占める。このうち衣料品と玩具が 53%で、全体の半分以上を占めている。

この 2 品目の報告件数は過去 3 年間に大きな増加が見られたが、この背景には 2 つの理由が考えられる。一つは、事故につながりやすい子供用衣料品のひもやコードのリスクについて複数の国にまたがる共同監視体制が強化されたこと、もう一つは、かび防止剤として使用されるフマル酸ジメチルに対する規制が 2009 年に強化され、当該規制違反として報告される事例が増加したことである。

また 2010 年以降、19 ヵ国の共同プロジェクトとして、ライター、子供用雑貨、花火、芝刈機、充電器の市場監視を強化し、製品の安全性確保に努めている。

図表 7　報告件数の製品種類別シェア（2012 年）

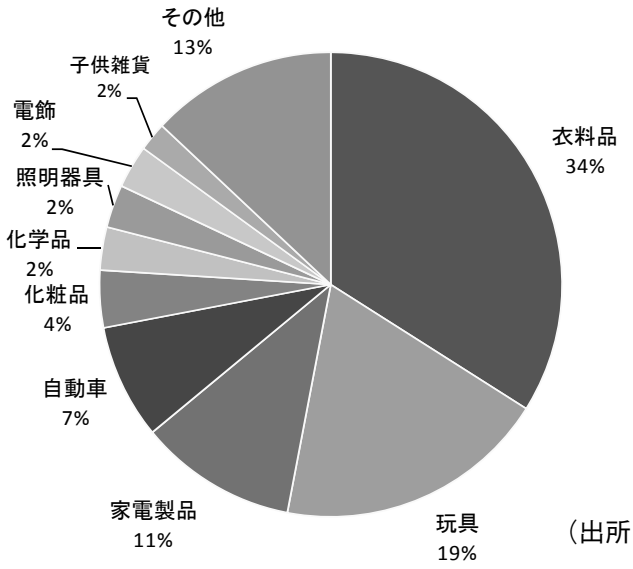

（出所）前図表に同じ。

（4）生産国別分布

中国製の製品が全体の過半数を占めており、2 位のトルコの 10 倍以上の件数となっている。この状況はここ数年変わらないが、これは中国製品が衣料品、玩具、簡単な電気製品や雑貨等の消費財の分野で、いかに欧州市場を席巻しているかを示している。

この問題については中国政府も真摯にとらえており、2006 年から EU と中国政府の間で組織的な情報交換や協力実施の体制が取られ、中国政府は自国製品の品質改善や不信感の払拭に相当の努力を続けている。

なお日本製品が 2012 年に 22 件報告されているが、これは全体のわずか 1%に過ぎない。

図表 8　報告件数の生産国別シェア（2012 年）

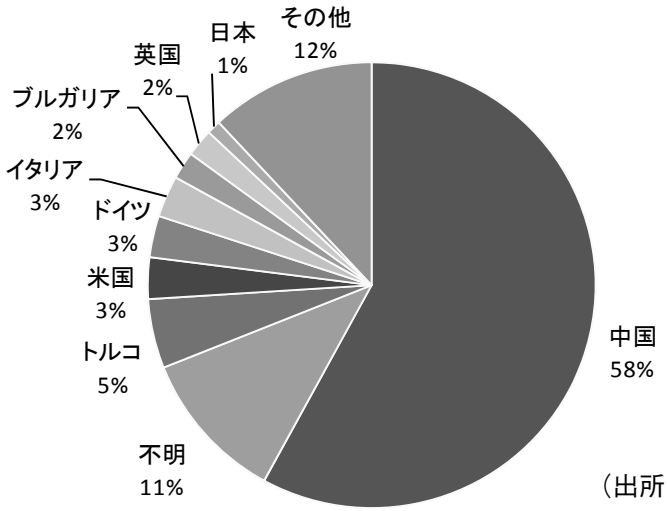

（出所）前図表に同じ。

（5）リスク種類別分布

消費者（その製品のユーザー）に対する潜在的リスクを種類別に見ると、ケガ、有害化学物質との接触、狭窄（身体の一部が挟まれたり締めつけられたりすること）、感電、窒息の順に多く、これら 5 項目で全体の 84%を占めている。

多くのケースでは、一つの製品について複数のリスクが存在する。例えば、幼児向け玩具では小さな部品の誤飲による窒息のリスクと、有害化学物質の体内侵入のリスクが並存する。また電熱器具や充電器では、感電リスクと発火リスクの両方がありうる。RAPEX ではこれらは重複して報告されている。

図表 9　報告件数の潜在的リスク種類別シェア（2012 年）

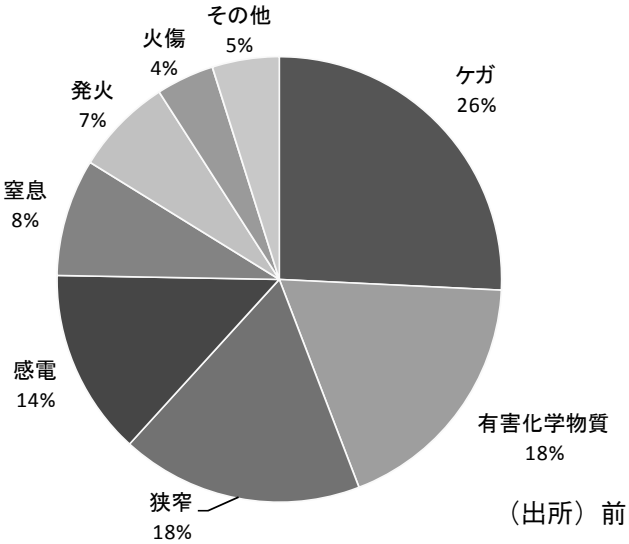

（出所）前図表に同じ。

（6）日本製品のリコール事例

下表に示したとおり、2012 年に 22 件、2013 年の 1 月から 8 月の間に 10 件の日本製品に関する報告が RAPEX に掲載されている。そのほとんどが自動車とオートバイであり、(3) の製品種類別分布で上位を占めた衣料品、玩具、家電製品等はほとんど見られない。これは、日本製品の欧州市場における製品別のシェア実態を反映していると推測される。また自動車やオートバイは、人命にかかわるリスクが大きいことから、消費者もメーカーも安全性を追求する意識が高く、大規模なリコールが頻繁に実施される傾向が強いことがあげられる。

図表１０　2012 年の報告事例

	製品種類	欠陥内容	実施事項	当初報告国	その他該当国
1	自動車	オルタネーター（発電機）の部品脱落による事故の危険	自主リコール	ドイツ	オランダ、デンマーク、ノルウェー、スウェーデン、ポルトガル
2	自動車	牽引用留め具の路上への脱落による事故の危険	自主リコール	ポルトガル	英国、オランダ、デンマーク、ハンガリー等 8 ヵ国
3	自動車	リアサスペンション部品の不具合によるリアサスペンション破損、走行不能の危険	自主リコール	ポルトガル	英国､アイルランド、オランダ、スペイン等 15 ヵ国
4	自動車	操舵制御装置の経年劣化による方向制御不能の危険	自主リコール	ポーランド	ドイツ、オランダ、英国、デンマーク、ノルウェー等 7 ヵ国
5	自動車（SUV）	エンジン本体とターボチャージャー間が接近しすぎていることによる過熱、発火の危険	自主リコール	アイルランド	英国、オランダ、スペイン､ハンガリー、マルタ等 12 ヵ国
6	自動車	燃料計取り付け方法の不具合による燃料漏れの危険	自主リコール	ポルトガル	英国､アイルランド、リトアニア、オランダ、デンマーク等 12 ヵ国
7	自動車（SUV）	ハンドブレーキのケーブルの不具合によるタイヤ固定力不足の危険	監督官庁によるリコール命令	ドイツ	英国、スウェーデン
8	自動車	操舵機構の強度不足により急ハンドルを続けた場合､操舵機能不全となる危険	自主リコール	ポルトガル	英国、ドイツ、オランダ、デンマーク、スペイン、ブルガリア、アイルランド等 13 ヵ国
9	ハイブリッド自動車	冷却水循環ポンプの不具合による警告ランプ誤作動､エンジン停止の危険	自主リコール	ポルトガル	英国、オランダ、ベルギー､デンマーク、スペイン等 11 ヵ国
10	軽自動車	冷却水漏れによるエアバッグ誤作動の危険	自主リコール	ギリシャ	アイスランド フィンランド
11	オートバイ	車体振動センサーの不具合による突然のエンジン停止の危険	自主リコール	ギリシャ	オランダ、デンマーク、スウェーデン等 9 ヵ国

12	オートバイ	後輪ブレーキのディスク部分への小石等異物のはさまりによるブレーキ不具合の危険	自主リコール	ギリシャ	英国、スロベニア、フィンランド、ブルガリア等 9 ヵ国
13	オートバイ	バッテリー充電機能の不具合による電圧低下、走行不能の危険	自主リコール	ギリシャ	英国、ドイツ、オランダ、ハンガリー等 10 ヵ国
14	オートバイ	スタンドと本体の接合部の不具合による動作不良	監督官庁によるリコール命令	ギリシャ	英国､アイルランド、スウェーデン、デンマーク､ハンガリー、エストニア
15	オートバイ	駆動チェーンの強度不足による切断の危険	自主リコール	ギリシャ	デンマーク、スペイン、ハンガリー、スロベニア等 10 ヵ国
16	オートバイ	エンジンから後方へのオイル漏れによる後輪スリップの危険	自主リコール	ギリシャ	英国、オランダ、ポルトガル、ハンガリー、デンマーク等 8 ヵ国
17	オートバイ	前輪ブレーキ電気系統の不具合によるブレーキランプ未点灯、後続車の事故誘因の危険	自主リコール	ギリシャ	英国、ドイツ、オランダ、スペイン、ノルウェー、ハンガリー、スウェーデン
18	オートバイ	同乗者用フットレスト（脚乗せ台）の接合不良によるフットレストの脱落、同乗者のバランス喪失、落車の危険	自主リコール	スペイン	英国、オランダ、スウェーデン、スロベニア、ポルトガル
19	オートバイ用スパークプラグ	動作不良による突然のエンジン停止、事故の危険	自主リコール	ドイツ	英国､アイルランド、デンマーク、オランダ、フィンランド
20	小型船舶用船外機（エンジン）	燃料漏れによる火災の危険（EU 機械指令違反）	自主リコール	スペイン	英国、ギリシャ、ハンガリー等 6 ヵ国
21	園芸用ヘッジトリマー（剪定バリカン）	モーターの過熱による火傷、発火の危険　（EU 機械指令違反）	自主リコール	ギリシャ	ドイツ、イタリア、フィンランド、マルタ
22	マウンテンバイクのハンドルバー	素材のアルミニウムの強度不足による折損の危険（2 件の人身事故が発生）	自主リコールと商品の売り止め	フランス	なし

（出所）RAPEX の検索システムから得られた情報をもとに当社作成。

図表１１　2013 年 1 月～8 月の報告事例

	製品種類	欠陥内容	実施事項	当初報告国	その他該当国
1	電気自動車	ブレーキ補助力機構の不具合によるブレーキ動作不良の危険	自主リコール	ポルトガル	英国、オランダ、スウェーデン、スペイン、エストニア、アイスランド
2	自動車（スポーツカー）	ブレーキ機構の不具合による制御不良の危険	自主リコール	ポルトガル	ドイツ、デンマーク、ポーランド、ブルガリア等 7 ヵ国
3	自動車	ボルト締め不良による後輪ブレーキ液漏れ、ブレーキ動作不良の危険	自主リコール	ポルトガル	英国、アイルランド、オランダ、スペイン等 15 ヵ国
4	自動車（SUV）	シートベルト巻き取り部の強度不足による破損、シートベルトのロック機能不全の危険	自主リコール	ドイツ	なし
5	自動車	直流整流器の不具合による発火の危険	自主リコール	スペイン	英国、ドイツ、デンマーク、ハンガリー等 8 ヵ国
6	自動車	エアバッグ起動装置の圧力不足による誤作動、人身保護機能不完全、破損したカバーによるケガの危険	自主リコール	ギリシャ	英国、アイルランド、ポルトガル、ブルガリア、スロバキア、ポーランド
7	自動車（SUV）	パワーステアリング機構の不具合による操舵困難の危険	自主リコール	スペイン	なし
8	自動車（SUV）	パワーステアリング機構の電流異常による操舵困難の危険	自主リコール	ポルトガル	ドイツ
9	自動車	サンルーフの取り付け方法の不良による車体からの脱落の危険	自主リコール	ポルトガル	ドイツ、オランダ、スロベニア
10	玩具・文房具	児童用のお絵かき白板に付随する小部品（磁石式のスタンプやペン立て）による誤飲、窒息の危険　（EU 玩具安全性指令違反）	自主リコールと商品の売り止め	フランス	なし

（出所）前図表に同じ。

おわりに

以上、日本企業にとって米国、アジアとともに重要な市場である欧州で製品を販売する際に、PL 法や製品安全性規制がどのように関わってくるかを概観してきた。各企業は、基本理念を定めた EU 指令と、それに基づき実際の規制をつかさどる各国の国内法をそれぞれ良く理解する必要がある。また、消費者保護や製品安全性に対する意識がとりわけ強い欧州では、対応する法律の改正や新しいカテゴリーの規制創設が頻繁に行われる傾向がある。従って、常にそれらの最新動向を把握し、対応が後手に回らないように留意することが望まれる。

なお、欠陥製品による人身傷害や財物損害で法的な賠償責任が確定した場合には、PL 保険で経済的損失の一部をカバーできる。同様にリコールを実施した場合、条件を満たせば費用の一部をリコール保険で回収することも可能である。PL 保険は以前から広く普及してきたが、近年はリコール保険に加入する企業も増えている。自社の状況をよく考慮のうえ、経済的リスクヘッジの手段の一つとして、これらの保険の活用を検討することも有用であると思われる。

【本レポートに関するお問合せ先】

銀泉リスクソリューションズ株式会社　　リスクマネジメント部

102-0074　東京都千代田区九段南 3-9-14

Tel：03-5226-2212　　Fax：03-5226-2884

＊本レポートは、企業のリスクマネジメントに役立てていただくことを目的としたものであり、事案そのものに対する批評その他を意図しているものではありません。

銀泉リスクソリューションズ　ホームページアドレス：　http://www.ginsen-risk.com/

＜付表＞　欧州主要５ヵ国のＰＬ法の概要

	英国	ドイツ
根拠法	1987 年 5 月 15 日制定　消費者保護法 2000 年に一部改正	1989 年 12 月 15 日制定　製造物責任法 2000 年に一部改正
対象製品	電気を含む全ての物品、他の製品の一部を構成する部品、原材料、農水産品	電気、農産物、畜産物を含む全ての動産。不動産は含めない。
責任主体	①製造業者 ②表示製造業者（自己の氏名、商標、商号等を製造業者として表示した者） ③輸入業者(他人への供給を目的として EU 域外から域内に自己の事業として製品を輸入した者） ④販売業者（被害者が上記①から③を特定できない場合に、販売業者に対し①から③のいずれかを特定するよう合理的な一定期間内に要求し、それに対し販売業者が回答できなかった場合）	①製造業者（完成品製造者、原材料供給者、部品製造者） ②表示製造業者（自己の氏名、商標、商号等を製造業者として表示した者） ③輸入業者（他人への供給を目的として EU 域外から域内に自己の事業として製品を輸入した者） ④販売業者（被害者が上記①から③を特定できない場合で、被害者からの要求に対し 1 ヵ月以内に、①から③のいずれかの身元を開示できなかった場合）
欠陥の定義	以下 3 点を考慮のうえ、製品は、消費者が一般的に期待しうる安全性を欠く場合に「欠陥」があるとみなされる。 ①製品の販売方法、販売目的、形状、製品の使用あるいは不使用に関する指示および警告 ②製品に関して合理的に予期しうる用途 ③製品が製造業者から他者に引き渡された時	以下 3 点を含むすべての事情を考慮した上で、消費者が一般的に期待しうる安全性を欠く場合に「欠陥」があるとみなされる。 ①製品の販売方法、販売目的、形状、製品の使用あるいは不使用に関する指示および警告 ②製品に関して合理的に予期しうる用途 ③製品が製造業者から他者に引き渡された時
免責の抗弁	①いかなる時点においても製品を流通過程に置かなかったこと（例えば偽物が事故を起こした場合） ②第三者によって生じた欠陥（製品が被告の手を離れた時点では欠陥が存在しなかった） ③製品が、利潤獲得のため、あるいは自己の事業のために供給されたものではないこと（例えば非営利団体が慈善事業のために供給した製品） ④法令遵守や規制当局からの強制的な指示に従った結果、欠陥が発生したこと ⑤製品が供給された時点の科学・技術水準では、問題となっている欠陥の存在を認識することは不可能であったこと（開発危険の抗弁） ※「当該製品と同種の製品を製造する者」を基準として判断される。 ⑥部品メーカーが、完成品メーカーの設計指示に忠実に従った結果、完成品が事故を起こしたこと（部品製造業者の抗弁）	①いかなる時点においても製品を流通過程に置かなかったこと（例えば偽物が事故を起こした場合） ②第三者によって生じた欠陥（製品が被告の手を離れた時点では欠陥が存在しなかった） ③製品が、利潤獲得のため、あるいは自己の事業のために供給されたものではないこと（例えば非営利団体が慈善事業のために供給した製品） ④法令遵守や規制当局からの強制的な指示に従った結果、欠陥が発生したこと ⑤製品が供給された時点の科学・技術水準では、問題となっている欠陥の存在を認識することは不可能であったこと（開発危険の抗弁） ⑥部品メーカーおよび原材料メーカーが、完成品メーカーの設計指示に忠実に従った結果、完成品が事故を起こしたこと（部品・原材料製造業者の抗弁）
損害の定義	①死亡または人身傷害による損害。人身傷害に関する賠償金額の上限はない。 ②個人的使用を目的とした財物への損害（欠陥製品自体の損害を除く）。ただし免責額 275 ポンド。	①死亡または人身傷害による損害。人身傷害に関する賠償金額の上限は 8,500 万ユーロ（約 110 億円）。 ②個人的使用を目的とした財物への損害（欠陥製品自体の損害を除く）。ただし免責額 500 ユーロ（PL 指令第 9 条通り）。
出訴期限	人身傷害の場合は、原因が発生した日または被告を特定した日から 3 年以内、財物損害の場合は損害の発生を知り得た時点から 3 年以内	損害の発生を知った日、または合理的に知り得た日が属する年の年末（12 月 31 日）から 3 年以内
時効	製造業者がその製品を流通過程に置いてから 10 年	製造業者がその製品を流通過程に置いてから 10 年

	フランス	イタリア
根拠法	1998 年 5 月 19 日制定　製造物責任法 （民法第 1386 条第 1-18 項） 2004 年 12 月および 2006 年 4 月に一部改正	1988 年 5 月 24 日制定　製造物責任法（大統領令第 244 号） その後、2005 年 9 月制定の消費者保護法の一部として統合された。
対象製品	①電気、農産物、畜産物を含む全ての動産、および②人体の一部および人体由来の製造物を原料とする製品。	電気を含む全ての物品、他の製品の一部を構成する部品、原材料
責任主体	①製造業者 ②表示製造業者（自己の氏名、商標、商号等を製造業者として表示した者） ③輸入業者（他人への供給を目的として EU 域外から域内に自己の事業として製品を輸入した者） ④販売業者（被害者が上記①から③を特定できない場合に、販売業者に対し①から③のいずれかを特定するよう要求し、それに対し販売業者が 3 ヵ月以内に回答できなかった場合）	①製造業者（完成品製造者、原材料供給者、部品製造者） ②表示製造業者（自己の氏名、商標、商号等を製造業者として表示した者） ③輸入業者（他人への供給を目的として EU 域外から域内に自己の事業として製品を輸入した者） ④販売業者（被害者が上記①から③を特定できない場合で、被害者からの要求に対し 3 ヵ月以内に、①から③のいずれかの身元を開示できなかった場合）
欠陥の定義	以下 3 点を考慮のうえ、製品は、消費者が一般的に期待しうる安全性を欠く場合に「欠陥」があるとみなされる。 ①製品の販売方法、販売目的、形状、製品の使用あるいは不使用に関する指示および警告 ②製品に関して合理的に予期しうる用途 ③製品が製造業者から他者に引き渡された時	以下 3 点を含むすべての事情を考慮した上で、消費者が一般的に期待しうる安全性を欠く場合に「欠陥」があるとみなされる。 ①展示・陳列を含む、製品が流通過程に置かれた際の方法、製品の特性、製品に付随する指示・警告 ②製品に関して合理的に予期しうる用途 ③製品が製造業者から他者に引き渡された時
免責の抗弁	①いかなる時点においても製品を流通過程に置かなかったこと（例えば偽物が事故を起こした場合） ②第三者によって生じた欠陥（製品が被告の手を離れた時点では欠陥が存在しなかった） ③製品が、利潤獲得のため、あるいは自己の事業のために供給されたものではないこと（例えば非営利団体が慈善事業のために供給した製品） ④法令遵守や規制当局からの強制的な指示に従った結果、欠陥が発生したこと ⑤製品が供給された時点の科学・技術水準では、問題となっている欠陥の存在を認識することは不可能であったこと（開発危険の抗弁） ⑥部品メーカーが、完成品メーカーの設計指示に忠実に従った結果、完成品が事故を起こしたこと（部品製造業者の抗弁）	①いかなる時点においても製品を流通過程に置かなかったこと（例えば偽物が事故を起こした場合） ②第三者によって生じた欠陥（製品が被告の手を離れた時点では欠陥が存在しなかった） ③製品が、利潤獲得のため、あるいは自己の事業のために供給されたものではないこと（例えば非営利団体が慈善事業のために供給した製品） ④法令遵守や規制当局からの強制的な指示に従った結果、欠陥が発生したこと ⑤製品が供給された時点の科学・技術水準では、問題となっている欠陥の存在を認識することは不可能であったこと（開発危険の抗弁） ⑥部品メーカーが、完成品メーカーの設計指示に忠実に従った結果、完成品が事故を起こしたこと（部品製造業者の抗弁）
損害の定義	①人身傷害。人身傷害に関する賠償金額の上限はない。 ②財物損害（欠陥製品自体の損害を除く）。PL 指令第 9 条は、個人的使用を目的とした財物への損害に限定しているが、フランスでは業務上使用されていた財物への損害も含まれる。ただし免責額 500 ユーロ（PL 指令第 9 条通り）。	①人身傷害。人身傷害に関する賠償金額の上限については定めがない。 ②個人的使用を目的とした財物への損害（欠陥製品自体の損害を除く）。ただし免責額は PL 指令より低い 387 ユーロ。
出訴期限	損害の発生、欠陥、製造業者の身元を知った日、または合理的に知り得た日から 3 年以内	損害の発生、欠陥、製造業者の身元を知った日、または合理的に知り得た日から 3 年以内
時効	製造業者がその製品を流通過程に置いてから 10 年	製造業者がその製品を流通過程に置いてから 10 年

	スペイン
根拠法	1994 年 7 月 6 日制定　製造物責任法 その後、2007 年制定の消費者保護法（Consumer’s Act）に第 128 条～149 条として統合された。
対象製品	電気を含む全ての物品、他の製品の一部を構成する動産
責任主体	①製造業者（完成品製造者、原材料供給者、部品製造者） ②表示製造業者（自己の氏名、商標、商号等を製造業者として表示した者） ③輸入業者（他人への供給を目的として EU 域外から域内に自己の事業として製品を輸入した者） ④販売業者 卸業者（被害者が上記①から③を特定できない場合で、被害者からの要求に対し 3 ヵ月以内に、①から③のいずれかの身元を開示できなかった場合）
欠陥の定義	以下 3 点を含むすべての事情を考慮した上で、消費者が一般的に期待しうる安全性を欠く場合に「欠陥」があるとみなされる。 ①展示・陳列を含む、製品が流通過程に置かれた際の方法、製品の特性、製品に付随する指示・警告 ②製品に関して合理的に予期しうる用途 ③製品が製造業者から他者に引き渡された時
免責の抗弁	①いかなる時点においても製品を流通過程に置かなかったこと（例えば偽物が事故を起こした場合） ②第三者によって生じた欠陥（製品が被告の手を離れた時点では欠陥が存在しなかった） ③製品が、利潤獲得のため、あるいは自己の事業のために供給されたものではないこと（例えば非営利団体が慈善事業のために供給した製品） ④法令遵守や規制当局からの強制的な指示に従った結果、欠陥が発生したこと ⑤製品が供給された時点の科学・技術水準では、問題となっている欠陥の存在を認識することは不可能であったこと（開発危険の抗弁） ⑥部品メーカーが、完成品メーカーの設計指示に忠実に従った結果、完成品が事故を起こしたこと（部品製造業者の抗弁）
損害の定義	①人身傷害。人身傷害に関する賠償金額の上限は 105 億ペセタ（約 6300 万ユーロ）。 ②個人的使用を目的とした財物への損害（欠陥製品自体の損害を除く）。ただし免責額は PL 指令より低い 387 ユーロ。
出訴期限	損害の発生、欠陥、製造業者の身元を知った日、または合理的に知り得た日から 3 年以内
時効	製造業者がその製品を流通過程に置いてから 10 年

■参考文献

第１章

朝日中央綜合法律経済事務所（2006）『顧問弁護士完全ガイド・製造物責任マニュアル』（www.ac-komon.jp/data/20.pdf）

荒木由紀子、江頭達政（2000）「欧州の製造物責任をめぐる最近の動きと米国の教訓－PL 指令に関するグリーンペーパーを中心に」『損保ジャパン総研クォータリー』Vol.32

経済企画庁国民生活局（1993）『製造物責任制度導入の影響・欧州調査報告』

東京海上日動火災保険会社（2013）『PL 情報 Update 』Vol.27

内閣府国民生活局（2006）『製造物責任法の運用状況等に関する実態調査報告書』

日本機械輸出組合「欧州主要国の PL 制度」（I）2005 年 6 月、（II）2006 年 6 月

European Commission, "*Council Directive of 25 July 1985 on the Approximation of the Laws, Regulations and Administrative Provision of the Member States Concerning Liability for Defective Products*"（PL 指令）

European Commission, "*Fourth Report on the Application of Council Directive 85/374/EEC of 25 July 1985*"（PL 指令第 4 次見直しレポート）

Global Legal Group, "*The International Comparative Legal Guide to Product Liability 2009, 2010 & 2011*"（www.ICLG.co.uk）

Hogan Lovells, "*International Product Liability Review*" 2012

Lovells, "*Product Liability in the European Union*" February 2003

United Kingdom, *Consumer Protection Act 1987*,

第２章

JETRO（2001）「製品の安全性対策を強化（EU）」『ユーロトレンド』2001 年 2 月号

中小機構「PL 法・CE マーキング制度について」『中小企業国際化支援レポート』（www.smrj.go.jp/keiei/kokurepo/kaigai/011369.html）

東京海上日動火災保険会社（2007）「製品危険に関する海外政府機関への報告・通知義務」『PL 情報 Update 』Vol.3

内閣府国民生活局（2006）『製造物責任法の運用状況等に関する実態調査報告書』

日本機械輸出組合（2009）『米国、欧州事故報告・公表、リコール制度』

三浦哲男（2012）「製造物責任に関する問題点（その 2）～欧州の製品安全についての考え方」『国際商事法務』Vol.40 No.7

European Commission, *Keeping European Consumers Safe*, 2012 Annual Report

European Commission, *Directive 2001/95/EC of the European Parliament and of the Council of 3 December 2001 on General Product Safety（GPSD）*

European Commission, "*Guidelines for the Notification of Dangerous Consumer Products to the Competent Authorities of the Member States by Producers and Distributors*"

European Commission, "*Product Safety in Europe: A Guide to Corrective Action Including Recalls*"

Brown and Brooke LLP, "*International Product Liability Laws*"（http://pview.findlaw.com/view/2388086_1）

銀泉株式会社　概要

■設立　　昭和２９年５月（１９５４年）

■資本金　　３億7000万円

■代表者　　代表取締役社長　橋本　和正

■社員数　　７００名

■事業内容　□ 保険代理店事業

＊ 損害保険代理店事業（取扱保険会社 21 社）
＊ 生命保険代理店事業（取扱保険会社 21 社）

□ 不動産事業

＊ ビルディング事業（首都圏・関西圏を中心に 30 棟の賃貸ビルを保有）
＊ 駐車場事業　（“GS Park”を約 700 ヶ所、20,000 台の駐車場を運営）
＊ 不動産コンサルティング事業（有効活用コンサルティング）

■事業所　　本　　社　541–0043　大阪市中央区高麗橋 4 丁目 6 番 12 号
TEL　06–6202–2511　FAX　06–6202–6370
東京本社　102–0074　東京都千代田区九段南 3 丁目 9 番 15 号
TEL　03–5226–2203　FAX　03–5226–2905
名古屋支店/京都法人営業部/神戸支店/姫路法人営業部/広島支店/福岡支店

■主要株主　三井住友銀行、三井住友カード、アサヒグループホールディングス、京阪神ビルディング、サノヤス・ライド、日建設計、MS＆AD インシュアランスグループ、大和証券グループ本社、三井住友信託銀行グループ

■ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ　**http://www.ginsen-gr.co.jp**

銀泉リスクソリューションズ株式会社　概要

■設立　　平成 9 年 6 月（１９９７年）

■資本金　　１億円　（銀泉㈱100％出資）

■代表者　　代表取締役社長　藤原　薫

■社員数　　４０名

■事業内容　＊ 保険ブローカー（仲立人）業務
＊ 最適保険プログラムの構築支援
＊ グローバル最適保険プログラムの構築支援
＊ リスクマネジメント・人事労務コンサルティング

■事業所　　本　　社　102–0074　東京都千代田区九段南 3 丁目 9 番 14 号
TEL　03–5226–2212　FAX　03–5226–2609
大阪本社　541–0043　大阪市中央区高麗橋 4 丁目 6 番 14 号
TEL　06–6205–6221　FAX　06–6205–6236

■ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ　**http://www.ginsen-risk.com**

Risk Solutions Report　Vol.6　　2014 年 1 月 1 日発行
銀泉リスクソリューションズ株式会社　Risk Solutions Report 編集委員会 事務局
TEL：03-5226-2212（代表）　FAX：03-5226-2609
（禁無断転載）

銀泉株式会社
東京 TEL.03-5226-2203　大阪 TEL.06-6202-2511
URL: http://www.ginsen-gr.co.jp

GINSEN RISK SOLUTIONS 銀泉リスクソリューションズ株式会社
東京 TEL.03-5226-2212　大阪 TEL.06-6205-6221
URL: http://www.ginsen-risk.com

©2014 Ginsen Risk Solutions Co., Ltd.　All rights reserved.